

うちの子の場合は？

START

お子様の年齢は？
4月1日時点

0-2歳

あなたの世帯は
住民税非課税ですか？

YES

お子様が通っているのは、
どのタイプの施設ですか？

保育所/認定こども園(3号)

利用料が
無料になります

NO

3歳児クラスからが
対象となります

認可外保育施設等

保育の必要性の認定(※)を
受けている場合、利用料が
月額 4.2 万円まで無償になります

3-5歳

現在お子さまが利用している
施設はどれですか？

認定こども園(1号)

利用料が
無料になります

保育所/
認定こども園(2号)

利用料が
無料になります

認可外保育施設等

保育の必要性の認定(※)を
受けている場合、利用料が
月額 3.7 万円まで無償になります

認定こども園(1号)の利用に加えて

認定こども園の預かり保育

保育の必要性の認定(※)を
受けている場合、認定こども園の利用料
に加え、利用日数に応じて最大
月額 1.13 万円まで無償になります

○子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無料となります。なお、年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

○通園送迎費、食材料費、行事費等は、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

○就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

※無償化の対象となるためには、町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、詳しくは町にご確認ください。

■俱知安町 こども未来課こども支援係

俱知安町北1条東3丁目3番地 1階7番窓口 電話:0136-55-6116